

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年10月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○麻雀同好会ことぶき37期絆会様（北見市） 6,592円

<故人が生前お世話になったため>

○城市 校二様（留辺蘂町） 10,000円 ○伊藤 美樹様（留辺蘂町） 10,000円

○池田 八重子様（留辺蘂町） 20,000円 ○沓澤 信行様（網走市） 30,000円

<同期会解散に際し、福祉推進のために>

○匿名様（中央三輪） 16,622円

<各種事業での募金・益金を（太陽まつり益金として）>

○きたみ市商工会女性部様（端野町） 10,000円

<福祉推進のために（家族会解散の為）>

○特別養護老人ホームところ家族会様（常呂町） 18,421円

<熱唱チャリティー歌の祭典の益金の一部を>

○るべしべ歌謡同好会様（留辺蘂町） 15,319円